



心と体の健康づくり ひかわスポーツクラブだより!!

教室情報

骨盤体操・ヨガ教室(対象:中学生以上)

- ◆日程:12月3日、17日(土)
- ◆時間:骨盤体操9時30分~10時20分
ヨガ10時30分~12時
- ◆会場:氷川町公民館和室
- ◆費用:各教室 1,000円
セット割り1,700円

子どもスポーツ教室(対象:年少~小3)

- ◆日程:12月4日、11日(日)
- ◆時間:10時~11時30分
- ◆会場:すば一く竜北
- ◆費用:クラブ会員無料
会員外500円

大人のダンススクール(対象:どなたでも参加できます)

- ◆日程:12月7・14・21・28日(水)
- ◆時間:20時~21時
- ◆会場:野津交流館
- ◆費用:500円



12月の教室変更情報

バドミントン

- ◆会場:氷川中学校体育館
- ◆時間:19時30分~21時

※最新情報はひかわスポーツクラブで検索!

平成28年も後1ヶ月!!今年の目標は達成できましたか?熊本地震を経験し氷川町でも仮設住宅で年を越えられる方もいると思います。何か必要な事があれば、当クラブは様々な業種の復興支援団体と繋がっていますので気軽に声をかけてください。それではよいお年を!



融和・健康・地域の元気づくり

氷川町文化センター内 ひかわスポーツクラブ事務所
☎:52-5860 FAX:52-7060 齋藤
クラブの取組は公式facebookより『ひかわスポーツクラブ』で検索

新刊図書

一般書	児童書
「火災調査官」(福田 和代)	「十二支のおもちつき」(すとう あさえ)
「まことの華姫」(畠中 恵)	「パンダなりきりたいそう」(いりやま さとし)
「黒い紙」(堂場 瞬一)	「くじらのくじらん」(市川 宣子)
「家事をラクにする収納」(梶ヶ谷 陽子)	「ライバル・オン・アイス」(吉野 万理子)
「蜜蜂と遠雷」(恩田 陸)	「王様に恋した魔女」(柏葉 幸子)
「生姜ココア健康法」(平柳 要)	「赤い糸」(うさ)
「契約書の見方・作り方がよくわかる本」(秀和システム)	
「遺品は語る」(赤澤 健一)	

開館時間
平日 10時~18時 木曜 10時~20時
土日曜 10時~17時
休館日
月曜・祝日 ※詳しくはスタッフにお尋ねください。

【お問い合わせ先】 八火図書館 ☎62-3489 <http://www.hikawa-lib.jp/info/hakka/>

八火図書館だより



師走に入り、平成28年も終わろうとしています。今年も多くの話題作が生まれました。そこでこの一年の読書を振り返ってみませんか。八火図書館では今年受賞した図書をご紹介します。皆さん、もう読まれましたか。

- このミステリーがすごい大賞 『王とサーカス』(米澤穂信)
- 料理レシピ大賞 『つくおき』(nozomi)
- 本屋大賞 大賞 『羊と鋼の森』(宮下奈都)
- 本屋大賞 2位 『きみの臍臓がたべたい』(住野よる)
- 芥川賞 『コンビニ人間』(村田沙耶香)
- 直木賞 『海の見える理髪店』(荻原 浩)

※クリスマスやお正月に役立つ料理の本もとりそろえています。

忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

課税対象

- ①土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
- ②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または、必要な経費として参入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

主な業種の償却資産の例

<p>農業</p> <p>ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農業散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するのは対象外</p> 	<p>理・美容業</p> <p>看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、はさみ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p>飲食業</p> <p>借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオン、サイン、カラオケなど</p> 	<p>不動産貸付業</p> <p>門扉、塀、緑化施設などの外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された業務用の太陽光発電設備は、余剰発電・全量発電を問わず、固定資産(償却資産)の申告対象となります。

設置者	10 kw以上	10 kw未満
個人(住宅用)	事業用資産となり申告対象	住宅用設備となり申告対象外
個人(事業用)法人設置	事業用資産となり申告対象	

※10kw以上の太陽光発電設備は、すべて事業用とみなされ、申告対象となります。※事業用と住宅用の双方に利用されている場合は、利用割合に関わらず発電設備のすべてが申告対象となります。

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のとおり

税額の算定

①前年中に取得された償却資産の評価
取得価額×(1-減価率)
②前年前に取得された償却資産の評価
前年度の評価額×(1-減価率)
※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、その求められた額を価格とします。

税額の算定

町で把握している事業者は、12月下旬に申告書を送付します。平成28年中に新規に事業を開始された人は、本年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853(直通)